

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成30年5月25日

大阪市会議長 山下昌彦様

提出者

角谷庄一	森山よしひさ	西徳人
広田和美	大内啓治	出雲輝英
岡崎太	飯田哲史	ホンダリエ
今井アツシ	上田智隆	太田晶也
永井啓介	川嶋広稔	黒田當士
杉田忠裕	土岐恭生	辻義隆
山中智子	井上浩	

(別 紙)

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例

大阪市会委員会条例（昭和31年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号を次のように改める。

(3) 民生保健委員会 14人

ア 福祉局の所管に属する事項

イ 健康局の所管に属する事項

第2条第2項第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 港湾消防委員会 14人

ア 危機管理監の所管に属する事項

イ 環境局の所管に属する事項

ウ 港湾局の所管に属する事項

エ 消防局の所管に属する事項

(6) 建設水道委員会 14人

ア 都市交通局の所管に属する事項

イ 建設局の所管に属する事項

ウ 水道局の所管に属する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条第2項の各号に掲げる常任委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条第2項の規定によりその事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

説 明

常任委員会の名称及び所管を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

傍線は削除
太字は改正

大阪市会委員会条例（抄）

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 省 略

2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、区役所の所管に属する事項のうち、財政総務委員会以外の常任委員会の所管にかかわるものにあつては、それぞれ当該常任委員会が所管するものとする。

(1)－(2) 省 略

(3) 民生保健委員会 14人

ア－イ 省 略

ウ 環境局の所管に属する事項

(4) 省 略

(5) 建設消防委員会 14人

港湾消防委員会

ア 省 略

イ 建設局の所管に属する事項

環境局

ウ－エ 省 略

(6) 交通水道委員会 14人

建設水道委員会

ア 省 略

イ 建設局の所管に属する事項

イ 省 略

ウ

3 省 略